

利用者はサービス費用の一部を負担します



原則として費用の1割を負担します

介護保険のサービスを利用した場合、原則としてサービスにかかった費用の1割を負担します（9割は介護保険から給付されます）。

◆介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険の在宅サービスでは、要介護状態区別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用する場合は、自己負担は1割ですが、上限額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額自己負担となります。

■主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	49,700円
要支援2	104,000円
要介護1	165,800円
要介護2	194,800円
要介護3	267,500円
要介護4	306,000円
要介護5	358,300円

以下のサービスは、上記の支給限度額の対象とはなりません。

- 特定福祉用具購入
- 住宅改修費支給
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合は、

- ①サービス費用の1割 ②食費 ③居住費 ④日常生活費

が自己負担となります。短期入所生活介護・療養介護の滞在費・食費と通所介護、通所リハビリテーションの食費も全額自己負担します。



■基準費用額（1日当たり）：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額
利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が定められています。

- 居住費：ユニット型個室1,970円
 ユニット型準個室1,640円
 従来型個室1,640円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,150円）
 多床室320円
- 食費：1,380円



低所得の人には負担限度額が設けられます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により一定額以上は保険給付されます。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

※施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。

■負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	居住費などの負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の人	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。